

「あいスタ認証」の申請時点、申請後の実地調査時点での不適合として多い項目について

Q あいスタ認証の申請において、不備となり・戻されるケースが多いのはどのようなケースが多いのか。

A 申請時添付データ(食品営業許可証、安全・安心宣言施設ポスター)の不備が多いです

《食品営業許可証》

- ・ 不鮮明、不完全： 荒い画像で確認不可、全体が写っていない、講習会のシールや額縁で内容が見切れている。
- ・ 不一致： 申請内容(店舗名・住所)と許可証記載内容が不一致。
- ・ 別書類の添付： 交飲食業、実務講習会修了証等。
- ・ その他： 有効期限切れ、添付自体を忘れている。

《安全・安心宣言施設ポスター》

- ・ 不鮮明、不完全:荒い画像で確認不可、全体が写っていない。
- ・ 別書類の添付:ポスターでなくステッカーを添付、各市独自制度のポスターを添付(●●市安全宣言等)
- ・ 不一致： 申請内容と記載内容が不一致。
- ・ その他： 添付自体を忘れている。

(余談)

「安全・安心宣言施設ポスター」は「あいスタ認証」の申請に必須ではないが、取得している施設については、添付を求めているとのことでした。



2 あいスタ認証の実地調査で、不備となる項目で多い項目は何か。(複数回答お願いします。)

3 あいスタ認証の実地調査で不備となる項目(上記2でご回答頂いた項目)で、どのような点で不備となっているのか。(調査員が何を指摘してきたか。)

No.	基本項目	調査員コメント
No.7	トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう周知する	ポスターの掲示なし
No.9	飲食時、対人距離の確保を行う	客席間の距離が保たれておらず、アクリル板の設置もない
NO.10	同時に多数の人が集まらないようにする。 (滞在時間の制限、人数の制限、予約制の活用など)	時間制限の案内をせず、予約も取っていない
No.17	湿度は40%以上を目安として、適度に加湿する	加湿対策されていない
No.18	トイレは毎日消毒を行う。共有のタオルの利用を禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人のタオル等の使用を促す。	ペーパータオルの設置無し
No.36	(ピュッフェスタイルの場合) ピュッフェスタイルでの提供がある場合。 ①利用者が1回の料理ごとに新たな小皿を使用し、 ②飛沫が出ないようにカバーを設置する等食品・ドリンクの保護をしている。 ③とりわけ時はマスク、使い捨て手袋などの常用及びとりわけ用のトンブや箸を共有しないことを徹底する。	ドリンクバーでの対策ができていない サラダバーでの対策ができていない *使い捨て手袋の対策ができていない
No.	プラス項目	調査員コメント
No.43	感染リスクを低減するための、自動扉や自動水栓の導入など異なる対策を実施する。	自動扉無 扉が常時開けっ放しではない 非接触の消毒設備がない 自動水栓ではない 扉+非接触の消毒設備または自動水栓という認識がない
No.44	利用者が外したマスクを、直接テーブルに置かないようにマスクケース等を提供する	対応なし 靴にしまうように周知している
No.45	会計処理にあたる場合は、非接触型決済を導入する。	対応なし
No.46	消毒対策を行う際は、消毒薬の使用法、有効成分、濃度及び使用期限を確認し、目的に合った消毒方法を選択する。	対応なし
No.47	テイクアウト・デリバリーの飲食を推奨する。	対応有と申請あったが実際には対応なし
No.48	換気を徹底するにあたり、Co2センサーの使用等により、Co2濃度1000ppm以下となるよう換気状況を把握し、記録表等で管理する。Co2濃度が1000ppmを超える場合は、換気状況を改善する。	Co2センサー設置無し 記録表などの管理なし
No.49	感染防止対策責任者は、感染リスクの早期把握のため、従業員に対し、国が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の利用を周知する。	周知されていない
No.50	感染防止対策責任者は、「あいスタ認証事務局」が発行する従業員健康管理マニュアルの運用を行い、従業員の健康管理を徹底する。	徹底されていない。 独自の健康管理マニュアルを作成し徹底されている。